

令和4年9月13日（火曜）

議 事 日 程 第6号

令和4年9月13日（火曜）午前10時開議

第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○原亨議長 ただいまより本日の会議を開きます。

○原亨議長 日程第1「一般質問」を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。

まず、北川哉議員の発言を許します。北川哉議員。

〔4番 北川哉議員 登壇 拍手〕

○北川哉議員 皆様、おはようございます。

熊本自由民主党市議団の北川哉でございます。

本日は5度目の登壇の機会を与えていただき、会派先輩並びに同僚議員の皆様に対し、深く感謝申し上げます。

それでは、早速ですが質問に入らせていただきます。

災害大国とやゆされる日本において、いつどこで災害に遭うか分からない状況であり、実際に熊本においては九州北部豪雨、熊本地震、令和2年7月豪雨と大規模な災害が発生しました。

そのような災害を経験したからこそ重要な案件として、今回、支援物資供給体制とその訓練について質問します。

全国では東日本大震災を機に、災害物資の補給や資機材の管理、人員の展開や維持などに係る後方支援活動の必要性が再認識され、災害に強い物流システムの構築に関する取組が進んできました。しかしながら、熊本地震では災害時における物流システムの問題点が露呈し、避難者への物資供給が滞る等の問題が発生しました。

熊本市は大規模災害時における物資供給計画対応マニュアルがあります。私はこのマニュアルと他都市のマニュアルを精査し、その違いを確認しました。

仙台市では物資集配拠点候補施設が明記されている点、神戸市では拠点を3か所設定し、その3か所それぞれで受入れ準備方法や開設方法、入出荷等のレイアウト、安全確保の方法など多くの項目がマニュアル化されておりました。また、図上訓練として官官連携や拠点運営主体での役割分担や手順の確認、ゾーニングや動線の確認、災害シナリオを複数おいての訓練を行った内容が報告書や調査書と一緒に記載されておりました。

大阪においては、府と市町村による大阪府域緊急物資対策協議会が設置され、基本方針・運営として南海トラフ巨大地震のみならず、断層体別の地震での配送ルートの

選定方法や地図上にてルートまで明記したものをマニュアル化し、ルート上に被害があった場合の対応もできるようになっておりました。

そこでお尋ねいたします。

熊本市でも物資供給訓練が令和3年4月に行われていますが、他都市と比べると本格的な訓練及びその報告や調査がなされていないように感じます。今後、マニュアルに応じた訓練の実施計画をお聞かせください。

また、物資集配拠点候補を設定していない理由と、今後集配拠点候補の設定のお考えはあるのか。その場合の受入れ準備方法や開設方法、入出荷等のレイアウト、安全確保の方法などのマニュアル化のお考えはあるのか。

大阪府と近隣市町村のように、熊本県と近隣市町村との連携、協議会等の設置はあっているのかお聞かせください。

以上の点について政策局長にお尋ねいたします。

〔田中俊実政策局長 登壇〕

○田中俊実政策局長 本市では熊本地震の経験を踏まえ、物資供給計画対応マニュアルにおいて、発災直後の避難所への物資配送を専門とする特命隊100名を設置するとともに、協定企業等との連携した必要な物資を集積センターから直接避難所へ配送する仕組みを構築しております。

そして、毎年実施している震災対処実動訓練において、協定企業等と連携し、物資供給に関する図上訓練のほか、物資集積センターにおける搬入搬出動線の確認訓練等を行うこととしております。

物資集配拠点につきましてはあらかじめ設定しておりますが、熊本地震の際、その場所を公表していたため市民の皆様が物資を求めて一斉に押し寄せるなど、管理面や配送面で大きな混乱が生じたことから、現在では非公開での運用とさせていただいているところでございます。

また、物資の受入れ準備方法や開設方法については運営マニュアルを整備しており、今後、入荷・出荷のレイアウト等についても追加するなど、より効果的・効率的な運用を図ってまいりたいと考えております。

熊本県と近隣市町村との連携、協議会等の設置につきましては、毎年熊本県災害救助法に係る連絡調整会議において、県・市担当者や関係企業等による意見交換会を行っております。

また、九州市長会におきまして相互支援に関する枠組みを整備するなど、県域を越えた支援体制の構築にも取り組んでいるところでございます。

〔4番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 特命隊の設置、物資集積センターからの直接避難所への配送する仕組み、図上訓練など訓練等の実施を計画されている等、懸命に市民の安全を確保するため努力されていることが分かりました。物資集配拠点の非公開の理由も分かります。入出荷レイアウト等についても考慮していくとのことで、よろしく申し上げます。

マニュアルや訓練状況等を他都市と比較した場合、先ほど述べたように研究しなければいけない点も多くありますので、御検討をお願いいたします。

次の質問に移ります。

本年5月、「防災担当者に女性がゼロ、全国の自治体で6割」という題で報道がありました。その中で東日本大震災や熊本地震などの被災地では女性ならではの問題が相次ぎ、女性の視点を取り入れた災害対策は喫緊の課題となっていると伝えられておりました。

調査によると、防災担当職員の女性割合が10%以上の自治体と避難所の備蓄品を比較したところ、女性職員がいない自治体では生理用品や哺乳瓶、おむつ、簡易トイレなどの項目で備蓄が進んでいない傾向が見られるとのことでした。

子育てや介護といった場面でも女性の視点が重要になってきます。男性も子育てや介護を積極的に行い、知識を得ないといけないのですが、当然女性の困り事は男性より女性が気づきやすく、体調の変化や精神的な不安を防ぐためにも必要なことだと思います。

熊本市の防災担当部署である危機管理防災総室では、令和2年度の職員数21名中女性職員1名、女性比率4.8%、令和3年度は22名中女性職員2名、女性比率9.1%、令和4年度に関しては21名中女性職員がゼロということでした。また、避難所避難所担当職員の女性職員の割合としては、女性職員の比率で言いますと令和2年度が25.9%、令和3年度が27.6%、令和4年度が28.5%となっており、ここでは高い割合で配置されることが分かりました。

しかしながら、平時より専門部署で女性の視点が重要だと思います。9月1日付で女性職員の増員が図られておりますが、その点も含めお尋ねいたします。

危機管理防災総室の女性職員登用が少ない理由と防災担当部署での女性の視点についてのお考え、今後の検討についてお聞かせください。

以上の点について総務局長にお尋ねいたします。

〔宮崎裕章総務局長 登壇〕

○宮崎裕章総務局長 災害対応部署は大雨や台風等の際に長時間の勤務が発生するほか、災害時には緊急かつ危険を伴う出動が必要な部署でありますことから、男性職員を多く配置しているところでございます。

一方、災害対応部署への女性職員の配置は、防災計画の策定から発災時の対応までの様々な場面におきまして、女性特有のニーズや男性とは異なる視点からの意見を反映させることでより実情に応じたきめ細かな対応可能とすることから、今年9月1日付で女性職員を2名増員し、体制の強化を図ったところでございます。

今後も引き続き、担当部署と協議しながら女性職員の配置に努めてまいります。

〔4番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 9月1日付で2名の増員が答弁にもありました理由によって行われたことに対し、大変うれしく思います。しかしながら、二十数名おられる部署において2

名では意思が通らないようなことも、もしかしたらあるかもしれませんので、次はその意見を十分に反映できるような対応をお願いいたします。

次に移ります。

令和2年7月豪雨において球磨村の高齢者施設千寿園で14名の方が犠牲になられ、大きな悲しみとともに、改めて豪雨被害の恐ろしさを痛感しました。

この災害を受け、国においても2021年度介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定において、感染や災害対応力の強化を重点とし、3年以内にBCP策定を義務づけることなどをはじめ、様々な法令整備がなされました。

このように、災害対策について多くの施策が講じられている中でも、災害後の対策としては福祉避難所が重要になってくると思います。

熊本市では、災害対策基本法に規定される災害が発生し、災害救助法が適用された場合、必要に応じて指定避難所等での生活が困難な方や高齢者、障害者等の要配慮者を対象として、滞在させることを想定した二次的な避難所である福祉避難所を開設運用するとしています。災害対策基本法に規定する指定福祉避難所とは異なり、現在、熊本市老人福祉施設協議会など8団体と当該協定を締結しており、団体に加入する192施設が福祉避難所を開設する対象となっていることです。

私は恥ずかしながら、このような既存施設を利用した二次的な福祉避難所は想定しておらず、先ほど申し上げました指定福祉避難所が公共施設や学校に設定され、その準備が進んでいるものと思っていました。

そこでお尋ねいたします。

災害対策基本法の改正に伴う指定福祉避難所についてのお考えをお聞かせください。健康福祉局長にお尋ねいたします。

〔津田善幸健康福祉局長 登壇〕

○津田善幸健康福祉局長 昨年5月に災害対策基本法が改正となり、指定福祉避難所の指定及びその受入れ対象者の公示等について示され、指定福祉避難所への直接避難が可能となったところでございます。

そのためには、対象者の個別避難計画の策定及び受皿となる社会福祉施設等の選定、マンパワーの確保など、災害発生時の受入れに混乱を来さないよう、多くの検討すべき課題がございます。

現在、本市では議員が先ほど述べられましたように、社会福祉施設等との協定による福祉避難所を設置しておりまして、災害発生時、指定避難所等での生活が困難な方を対象に、施設側の受入れが可能か否か等の状況確認を含め、避難される方とのマッチングを行い、確実に受入れが可能となるようスキームとしております。

こうした取組を進めますとともに、指定福祉避難所の指定といった法改正の趣旨も踏まえ、本市といたしましては、特別な配慮が必要な方のさらなる安全・安心につながるよう研究してまいります。

〔4番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 昨年5月に災害対策基本法が改正され、指定福祉避難所の指定及びその受入れ対象者の公示等が示され、指定福祉避難所への直接避難が可能となったとの認識があったが、多くの検討すべき課題があり、まだ指定には至っていない。これから研究してまいるとの答弁と受け取りました。

昨年5月から1年以上たっており、指定及び公示に関する議論については早期に対応できるようにしていただきたいと思えます。

令和3年度21大都市防災主管者会議資料によりますと、全国の各指定都市の中でも直接避難できる指定福祉避難所の数は数か所となっており、まだ整備が進んでおりません。しかし、熊本地震の教訓を他都市に示していくべき熊本市としては、全国に先駆けて指定及び公示に向けて前に進めていただきたいと思えます。

次は、EC（E C o m m e r c e）及び農水産物の輸出について質問いたします。

ECとは電子商取引と訳され、インターネット上で物やサービスを売買すること全般を指します。インターネット通販やネットショップといった、今日ではごく普通に使われている言葉を総称したものがECと呼ばれます。

新型ウイルス感染症は人類に多大な影響を与え、人と人とのコミュニケーションを奪い、今まで行われてきた商取引も今までどおりにはいかなくなりました。そして今後、人口減少による生活の変容やグローバル化により、ECを中心とした商取引がますます盛んになることが予想されます。

九州農政局は本年7月26日、管内の農業情勢をまとめた九州農業レポートの中で、熊本を含む2021年度の九州の農林水産物・食品の輸出額が前年比34.4%増の1,208億円と過去最高を更新したと発表しました。その要因として、中国や米国で経済活動がコロナ禍から回復傾向にあり、外食需要が伸びたことが要因ではないかとされています。

このように、今は熊本の食を輸出する最大のチャンスでもあります。

熊本市でもさきの令和4年第2回定例会において、今年度の補正予算として農水産物販売事業者緊急支援事業、WEB物産展の開催及びWEB物産展に出展する農業者等への出展経費等の支援に要する経費を可決しております。

そこでお尋ねいたします。

本市のEC活用促進について、取組を教えてください。

また、輸出及び国内へ流通させる場合には、最新の技術、例えば冷凍技術など必要な設備があると思えます。設備等への支援や、国や県の支援を受けるための補助事業等もありましたら教えてください。そして、その点も踏まえた将来の熊本の食の輸出及び国内販路拡大の潜在的価値や期待度についてお考えをお聞かせください。

EC活用の取組や支援補助事業等については農水局長に、熊本の食への期待等に関しては市長にお尋ねいたします。

〔大塚裕一農水局長 登壇〕

○大塚裕一農水局長 御質問の内容に順にお答えします。

まず、E Cの活用促進や推進の取組について。

本市では、これまでもコロナ禍における新しい生活様式に対応した熊本の農水産物等の販路拡大推進策として、主に熊本県内や首都圏を対象としたE Cによる熊本フェアなどを開催してまいりました。

また、本年8月には日本最大の産直通販サイト、食べチョクを運営する株式会社ビッドガーデンと連携協定を締結し、さらなるE Cの活用促進による販売力強化を図ると同時に、全国に向けて熊本の農水産物等の魅力を発信していくこととしています。

今後もこれまでの取組結果や新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえつつ、E Cを活用した販路拡大も推進してまいります。

次に、国や県の支援補助事業等について。

輸出を含めた農水産物等の流通や設備導入に関する補助事業については、農林水産省の食品産業の輸出向けH A C C P等対応施設整備事業や、経済産業省（中小企業庁）のものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金など、複数の省庁で補助メニューが措置されています。

本市では輸出を目指す事業者に対して、海外ビジネスのノウハウをワンストップで提供する支援窓口を本年7月に設置いたしました。支援窓口には海外に販路を持つ商社等を輸出専門アドバイザーとして配置しているほか、国等の補助事業の紹介も含め、商品開発から輸出に至るまでの相談受付や、国やジェトロ等の関係機関と連携したアドバイスの提供ができる体制を整えています。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 これまで本市では民間企業と連携し、首都圏の小売店における熊本フェアの開催や、バイヤー等に向けたトッププロモーションの実施を通して、ナスやイチゴなどの野菜やノリをはじめとする熊本の農水産物等の新たな販売先の開拓を行ってまいりました。

海外においては、私自身、イタリアの大手スーパーで開催をいたしました熊本フェアに出向くなど、熊本の食の魅力発信に努めてきたところでございます。また、このフェアをきっかけに、しょうゆやみそについては海外での継続販売やオリジナル商品の開発につながっております。

イタリアのスーパーでは、熊本産品が次から次へと売れていく様子を目の当たりにしまして、改めて熊本の農水産物のポテンシャルの高さを認識いたしますと同時に、世界に通用する手応えを感じているところです。

今後も国内はもとより、円安傾向にあることを好機と捉え、アジアや欧州、北米等に対しても積極的に熊本の農水産物等の魅力発信や販路開拓に努めてまいります。

〔4番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 フェア開催の連携協定と、そしてさらなるE Cを活用した販路拡大、支援補助事業に関してもワンストップ支援窓口、アドバイス提供体制と、農水局のE C及び輸出に対してのやる気に大きな期待を持ちました。市長の認識、手応えを感じて

いるとの言葉に希望を感じることができました。

熊本市は第一次産業の農林水産業等をなりわいとする方もおり、全国トップテンに入る農産物を産出するところでもあります。生産能力を補助していくことももちろん大切ですが、その販路を確保していくことも重要になります。

世界情勢が混迷を極める昨今、自然災害が多発している世界で国内自給率を上げていくことも必要になってきますが、日本が世界に食を提供していくということも考えないといけない時代が来るのかなとも思います。様々な最先端技術にも目を向けて、熊本市の発展に寄与していくようになることを望みます。

次の質問に移ります。

昨年末から熊本市内でニホンジカが目撃が相次いでいるという報道が8月にもありました。熊本市鳥獣対策室では、市民との協働による鳥獣対策事業や市街地における鳥獣被害軽減技術を使った対策が行われています。

田島議員や島津議員が質問で取り上げていただき、熊本市の有害鳥獣対策は進んできました。私も本年1月に狩猟免許を取得し、狩猟生活に入りました。猟友会に所属し、熊本市有害鳥獣駆除隊の一員として月1回は立田山での箱穴の見回り、餌の仕掛けの調整、地元島崎、横手や谷尾崎町では、校区の駆除隊として地域の皆様から被害や目撃情報を基にわなを設置し、捕獲から解体処分まで行ってきました。

その中でも、熊本市で受ける鳥獣の捕獲依頼や緊急出没情報時の対応には緊急性があり、時間の猶予もなく出動を迫られることから大変な業務になっています。8月のお盆の期間中にも谷尾崎町3匹、島崎2匹と、1日で5匹のイノシシの捕獲対応がありました。

また、ある休日、鳥獣対策室に市街地にイノシシが出没したとの情報があり、市駆除隊でもある猟友会メンバーにも出動依頼がありました。私たちは猟友会として、仕事ではなく市民の被害を防ぐという重要な使命の中、自ら望んでボランティアとして獵を行うのでいいのですか。現地に到着しますと警察や地域住民の方と共に市職員の方も対応されていました。私はその現状を見て、幾ら緊急性があるからといって常に出動を待機しているわけではないだろうし、休日ぐらいは安心して休む必要があるのではないかと思いました。また、振り替わり休日は取れているのかと心配した次第です。

そこでお尋ねいたします。

休日・夜間での鳥獣被害・出没緊急情報時の対応についてと、直近での休日・夜間の出動日数を教えてください。

また、イノシシや鹿等の被害がどれくらい差し迫った課題なのか、市としての認識をお聞かせください。

農水局長にお尋ねいたします。

〔大塚裕一農水局長 登壇〕

○大塚裕一農水局長 御質問への回答に先立ち、北川議員におかれましては、本市の有

害鳥獣駆除隊員として有害鳥獣の捕獲に御対応いただき、誠にありがとうございます。有害鳥獣対策の本質であります、地域の被害は地域で避ける、地域自ら守るを先頭に立って実践されておられますこと、心から敬意と感謝を申し上げます。これからもどうぞよろしく願いいたします。

それでは質問にお答えいたします。

本市では住宅地にイノシシ等が出没した際、平日においては警察や熊本市有害鳥獣駆除隊、鳥獣対策室職員に加え、農水局の出先機関の職員やまちづくりセンターをはじめとした他局区職員を含めた体制で、追い払いや緊急捕獲、市民の皆様への注意喚起等の対応を行っています。

一方、休日・夜間等においては、鳥獣対策室職員が交代で公用の緊急携帯電話を所持し、警察等から連絡を受けた際には24時間対応で緊急出動を行っています。

令和3年度の休日・夜間の職員の緊急出動状況は18日で、うちイノシシで11日・延べ30名、鹿で7日・延べ11名が出動しています。

近年、西区域西校区や池田校区、北区高平台校区等では、通学路でのイノシシの目撃や住宅地内での庭の掘り返し、家庭菜園の作物被害などが増加しています。イノシシに関する生活被害の相談件数は7月末時点で令和3年度の51件に対し、令和4年度は96件と約2倍となっています。

さらに、これまで目撃情報がなかった東区でのイノシシの出没や、龍田地区から渡鹿区に係る白川河川敷で鹿が相次いで出没するなど、生息域が年々拡大しており、人的被害や交通事故等の市民生活へのリスクが高まっていると考えています。

こうした状況から、本市では熊本市市民との協働による鳥獣対策事業を創設し、イノシシ等を地域に寄せつけない取組を推進するとともに、今年度から捕獲報奨金の上乗せによる支援の拡大を行い、捕獲従事者の担い手確保など捕獲体制の強化に取り組んでいます。

今後、さらに住宅地等への出没に対する緊急出動が増加する可能性もあることから、対応する職員の体制整備も検討しながら、引き続き警察や市駆除隊と連携して市民の皆様々の安全確保に努めてまいります。

〔4番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 先日猟友会隊長とお話しした中で、金峰山でのイノシシ被害は約25年前の平成10年頃から始まり、それまではイノシシはいたが被害があるような状況ではなく、駆除をする必要もなかったとのことでした。しかしながら、ここ数年は特に市街地での被害が発生し、その対策が急務となっているとのことであり、さらには、今後鹿が増えてしまえば、それこそミカンの木などは根こそぎやられてしまうと危惧されておりました。

先ほど質問でも述べましたが、第一次産業の振興のためにも喫緊の課題であると認識いただき、職員の配置の検討をはじめ、休日・夜間対応時の休日の振替や待機対応の改善によって業務安定を図っていただくようお願いいたします。

私も地域での熊本市有害駆除隊員の増員など、今後とも鳥獣対策事業を後押ししてまいりますので、何とぞよろしくお願いたします。

続きまして、カラスについて質問します。

カラスは通年いるハシボソガラスやハシブトガラス、11月から2月にかけて渡ってくるミヤマガラスが熊本市でよく見られます。これらは集団で飛来し、ふん害やごみステーションを荒らす等の被害を発生させます。

熊本市では令和元年度より佐賀大学に被害対策のための調査研究を委託しており、令和2年度は市街地の鳥類被害を軽減する技術を検証するため、市街地のカラスのねぐらにLEDライトやカラスの警戒音を照射するなど、追い払い対策の実証実験を行いました。令和3年度は前年度の実証実験の検証を踏まえ、市街地のねぐら対策のほか、富合町の休耕田や田崎市場付近の県道でも警戒音を用いた対策を行っています。

しかしながら中心市街地でも、またその周辺でも被害が発生しています。特に私が住みます西区はねぐらとなる場所も多く、田崎市場周辺ではカラスの被害が年々ひどくなっています。

そこでお尋ねいたします。

今後の中心市街地でのカラスの対策と中心市街地での対策による周辺部の影響について、そしてその周辺部への対策についてお考えをお聞かせください。

農水局長にお尋ねいたします。

〔大塚裕一農水局長 登壇〕

○大塚裕一農水局長 11月から2月にかけて本市へ越冬飛来するミヤマガラスは、令和元年度に実施した飛来数調査等で、花畑公園周辺の市中心市街地及び田崎市場北側の県道沿いにそれぞれ固有のねぐらを形成することが分かっています。

中心市街地をねぐらとするカラスについては、これまでの追い払いにより、中心市街地から北部または北西部方面の山林へねぐらが移動したことが確認されています。

今後の中心市街地におけるカラス対策は、これまでの警戒音声による追い払いに加え、ねぐらを形成する前に、近くのビル等に一旦群れで集まる習性を利用して、カラスが集まるビル屋上の手すりにテグスを設置するなど、新たな追い払い対策にも取り組むこととしています。

対して田崎市場周辺部においては、中心市街地からの追い払いによる群れの移動は確認できておりませんが、一方でもともとねぐらを形成しているミヤマガラスによるふん害や、ハシブトガラス、ハシボソガラスによるごみ置場を荒らす等の被害が発生していることは承知しております。

これまでも田崎市場周辺部での対策としては、市場北側の県道沿いでの警戒音声やLEDライト照射による追い払いに加え、民間企業と連携して市場内のごみ置場に監視カメラを、付近の電線にテグス等を設置してカラスの行動調査を行ってきております。

今後はこれまでの実証試験の結果を踏まえ、警戒音声による追い払い等をより効果

的な方法で実施するとともに、カラス対策を講じている他都市や民間の新技术などの情報収集に努め、連携を図りながら追い払いを強化してまいる考えです。

〔4番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 かつては鳥獣と人間が共存し、住むところを分けて暮らしていたわけですが、人間が利便性を求め、環境や生活を変えていったために起こっている被害だと思ひ悩みながら活動しております。

鳥獣も生きているのだから、人間が生活するためにと駆除や追い払いをしていくことには批判もあると思います。私たちは駆除を目的としているのではなく、申し訳ないがそれぞれが住むところを分けていきたいとの思いで活動しております。悩みながらの活動ではありますが、困っている人たちがいるということも皆様に御理解いただき、そして鳥獣が食料を安心して取れる自然を守っていくことも考えて、事業への御理解・御協力をいただければと思います。

次の質問に移ります。

Kumamoto Education Week、これは熊本市教育委員会主催の教育イベントとして令和2年度から開催されているユーチューブオンラインイベントであり、本年は1月20日から30日まで9日間開催されました。

一人一人の豊かな人生と持続可能なよりよい社会の実現に向け、子供や子供に関わる様々な人が協働し、共に取り組む姿や具体的な実践を紹介する。教育関係者だけでなく、企業や地域など多様な社会の参加者と熊本市教育委員会が共につくり上げる教育イベントであると定義されています。

また、熊本市教育委員会では熊本市教育振興基本計画において「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」ことを基本理念に取り組んでいます。この理念を実現するためには、学校のみならず、地域、社会を含め、子供に関わる全ての方々が当事者意識を持ち、協働、連携して行動することが不可欠あると考え、この重要性をできるだけ多くの方々と共有し、さらに促進できるよう、理念の実現につながる行動（アクション）をKumamoto Educationと定義されております。さらにその一環として、令和2年度からKumamoto Education Weekを開催し、様々な取組を通じて熊本から全国・世界へ発信しているとされています。

私もオンラインイベントを視聴させていただきましたが、視聴した中でそのテーマとした意義と取組による成果をお聞かせいただきたいと思い、質問しました。

テーマとして「みんなの学校 みんなのルール」「持続可能なPTA活動のために」の2つについて、簡潔に内容の説明とそのテーマとした意義、成果をお聞かせください。

教育長にお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 Kumamoto Education Weekは「学校と社会

をつなぐ」「教育エコシステムの構築」「熊本から世界へ」の3つを柱とした教育イベントです。優れた実践や取組を熊本から発信し、全国・世界と積極的に交流するために実施をしております。昨年度は令和4年1月22日から30日の9日間、本来はリアルで開催したいところですが、コロナ禍のためオンラインで実施をいたしました。

まず、「みんなの学校 みんなのルール」第1部は校則の見直しについて考える小中高校のドキュメントと座談会、第2部は学識経験者によるトークセッションを行いました。校則の見直しを通して身近な問題を主体的に考え、自分たちの学校生活は自分たちでよりよくしていくことを実感するためにこのテーマを設定しております。

第1部の子供・大人それぞれの立場からの率直な意見は、他校の子供、教職員、保護者などに大きなヒントとなりました。さらに第2部で学識経験者から評価をいただいたことは、校則の見直しの在り方に自信を持って取り組む後押しとなったものと考えます。

本年8月末時点での再生回数は1,200回を超えており、各学校の取組の道しるべとなることができたものと考えております。

「持続可能なPTA活動のために」の内容も2部構成となっており、第1部では教職員の働き方改革や学校の活性化等で広く知られる横浜市の住田校長による講演、第2部では熊本市内の3校のPTAの事例発表を行いながら、保護者、学校関係者、学識経験者等によるトークセッションを行いました。

子供たちの健やかな成長に寄与しているPTA活動の重要性に鑑み、誰もが参加したくなる魅力的な活動のアイデアや持続可能なPTAについて考えるきっかけとなるよう、このテーマを設定いたしました。

本年8月末時点の再生回数は900回を超えており、まだまだではありますが、広くこれからのPTAについて考える機会を提供できたものと考えております。

教育委員会では、今後も引き続き熊本市PTA協議会と連携を図りながら、魅力的で参加しやすい持続可能なPTAづくりに向け、支援してまいります。

なお、本年度のKumamoto Education Weekは第3回となりますが、令和5年1月21日から29日の開催に向けて準備を進めております。ぜひ皆様の御視聴、御参加をお願いいたします。

〔4番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 Kumamoto Education Weekは答弁でもありましたとおり、優れた実践や取組を熊本から発信し、全国・世界と積極的に交流するためのものになっていると私も思いました。

成果としていいものが出ているということもありますが、全てが成果とはならず、課題もあると思います。今回は成果をお聞きしたので、もちろん課題についての答えは望んでおりませんでした。校則見直しに関しては現場から課題を聞くことの重要性を感じましたし、社会形成の一員となるためには自分のつくったルールだから守るといった観点も必要ですが、民主主義の中で決まったルールについては異論があつて

も守るといった教育も必要ではないかと思いました。そしてそのルールを変更する際には、変更するための社会的ルールがあることを伝えていくことも必要ではないかと思いました。

P T Aに関しては、この取組自体大変重要なものであり、多くの方に実感してほしいものでした。過去の質問でもお伝えしましたが、P T Aなどの組織は存続の危機にあります。私も大変悩んでおります。P T A等の組織は保護者や教職員の有志が教育を安定的に行うために活動されておりますが、私は加入・未加入にかかわらず、全ての児童・生徒が平等である必要があると思っています。しかしながら加入されている会員からは、未加入者は負担をしていないのだから利益を求めるのはおかしいといった意見も出てきています。

今、P T A等の組織を維持する役員は板挟みの状況であり、組織の存続すら諦めたいと思う者も出てきています。私自身も心が折れそうになることもあります。教育長、任意加入に関する文章を出されたことは致し方ないと思いますが、今現場は大変きつい状況にあります。その点に御理解をいただきたいと思えます。

最後に、K u m a m o t o E d u c a t i o n W e e k 全体についてあと一つお願いがあります。この取組が一部の人の偏った考えになっていないか、多くの人に分かってもらうためのものになっているかなど、毎年検討しながら取り組んでいただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

教育長のお考えの一端について質問いたします。

遠藤教育長は御自身のブログの中で、月刊日本教育令和4年8月掲載の教育長だよりに触れられています。その中では「最近の教育改革の動きはあまりにも速すぎる、とお思いの方も多いのではないか。この2・3年間だけでも、新学習指導要領の実施に始まり、働き方改革、G I G A スクール、教員免許更新制の廃止、小学校の35人学級、運動部活動の地域移行などなど、枚挙にいとまがない。これほど次々に新しいことが押し寄せてくると、『もう改革には疲れた』とか『立ち止まって考えよう』と言いたくなる気持ちも、わからなくはない。

しかし、現在の制度では、教育改革は止まらない。そして、それには明確な理由がある。

その理由とは、文部科学省設置法である。そこには文部科学省の所掌事務（やるべき仕事）が95個書かれているが、その1番目が『豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関すること』である。つまり文部科学省は『教育改革』をやりなさいと法律に書いてあり、勝手にやめるわけにはいかないのだ。」

その後、掲載内容を中略させていただきまして、「もし教育改革をやめたいのであれば、本や論文で教育改革に反対したり、SNSに投稿したり、居酒屋で愚痴を言うだけでは十分ではない。国会で審議した上で、文部科学省設置法を改正しなければならない。

と、ここまで書いた上で、改めて皆様に問いたい。『教育改革をやめたいですか？』と。今ほど教育改革が求められている時代はないのか、あるいは、これ以上の教育改革はするべきでないのか。もちろん、私の答えは明確である。」と寄稿されています。

私は過去の質問で、改革を少し立ち止まってみてはどうですかとお話をさせていただいたことがありました。その意図は、熊本市教育委員会が熊本市教育振興基本計画において、「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」基本理念から、教育長が行っている教育改革が逸脱しているのではないかと思ひ質問させていただきました。

私は教育改革を止める必要はないと思っています。しかし、それを見詰め直し、よりよいものにしていくことが重要と言っています。

今の子供たちへの熊本市の教育が、私にはどうしても、「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」ものになっていないように感じます。先生の尊厳は奪われ、サービスの供給をせざるを得ない点。自己主義で協力をして行動する団結力の欠如。自己主張が優先し協調性の欠落と、全てがそうではありませんが、私はこれからの日本、熊本が心配でなりません。

私はこの寄稿を見たときに、今まで議会で教育長に伺ったことや、教育長が反対意見に対して見直し、真摯な対応されてきたことが無に帰された感覚でした。

改めて教育長に教育改革に対してのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 私の教育改革の考えについて御答弁いたします。

まず、御紹介いただいた今回の機構は、全国の教育関係者に対して文部科学省が進める教育改革と文部科学省設置法との関係を解説したものです。

私自身、若い頃にこの文部科学省設置法の作成に携わったこともありまして、当時の文部省職員の熱い気持ちを多くの方々に知ってほしい、そしてその教育改革の必要性は今でも決して色あせてはおらず、むしろこれからの時代にこそ求められているということを伝えたい、そうした思いでこの記事執筆いたしました。また地方自治体の教育長として、さらには文部科学省OBとして、現在の文部科学省職員にエールを送りたいという意図もございます。

熊本市においても、国が進める教育改革の大きな流れの中で、本市独自の教育理念に基づいてICT環境の整備、児童・生徒の参画による校則の見直しなど、各種の学校改革に取り組んでまいりました。

議員もおっしゃった「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」という基本理念に向けて、各学校が自らの力で自信を持って新しい学校づくりを進めていけるよう、これまで同様、様々な関係者の声を幅広く聞きながら丁寧に環境づくりに努めてまいりますので、その点はどうぞ御安心ください。

また、そのためには対話が大切であることは論をまちません。学校関係者との対話はもちろんですが、ぜひ北川議員とも日頃から率直な意見交換をさせていただければと思います。そしてよりよい学校づくりのために共に取り組んでまいりましょう。よろしく願いいたします。

〔4番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 この記事を読んだとき、私は大変残念な気持ちになりました。それは熊本市教育委員会や熊本市で教職員として従事されている皆様がどのように思われたのかと、一番心配しました。寄稿に対しての答弁は求めておりませんでした。私が長々と紹介したのでお答えしないといけなくなったのは分かりますが、そこは熊本市の教育に従事する皆様を考えたものではなかったように感じました。現在の文部科学省職員の方へのエールも大事ですが、教育長の今の同志でもある熊本市で教育に従事されている皆様への叡慮を最優先していただきたいと思いました。

熊本市の教育のトップに立つ方としては、いかにして熊本市の教職員の皆様がやる気に満ちて仕事をしていただくかを考えてもらいたい。意見を聞いてもらえず負担が多くなり、厳しい現場に、厳しい職場になっていくなど落胆した方もおられたことと思います。

教育改革についてのお考えをただ一点聞いたのも、寄稿は大変熱を持ったものになっておりましたので、私からの質問に対しても、教育改革について熱く答えていただければ、私の考えも間違っているなど考えるかもしれません。この投稿の裏にはきっと教育長の並々ならぬ思いがあると信じておりましたが、残念ながら今の答弁では少し感じましたが、まだ足りない思いがありました。

教育長は保護者から声を直接聞く窓口をつくられたと聞きました。賛否の声をいただいております。保護者の皆様から聞く窓口をつくったのであれば、同志である教職員の方から直接声を聞く方法もつくっていただけたらと思います。ただ、直接言うのはハードルが高いのかもしれません。ですから私はこれからも現場の声を聞き、本や論文で教育改革を反対したり、SNSに投稿したり、居酒屋で愚痴を言うだけでなく、市民の皆様から負託をいただいている議員として教育長に御意見を申し上げたいと思います。

改革の言葉1つにこだわり、変えることを最優先にし過ぎるのは大変危険を含んでいると思います。教育を変え過ぎたために社会問題も出てきていると思います。学力や学習到達のみを目指すのではなく、子供たちが世界や日本で社会を形成する一員になれるような公教育を実践していただきたいと思います。

最後の質問になります。

新型コロナウイルス感染症に関しては、これまで新興感染症の認識、保健所・検査医療体制、病床増床、救急医療提供体制、差別・偏見・風評被害、医療非常事態宣言による病床数、ワクチン接種予約方法・回数・周知方法、経済観光への影響など多くの質問をさせていただきました。

今も刻々と状況が変わる中で、新型コロナウイルス対策に奔走される市長以下執行部の皆様の御尽力と、必死に対応されている職員の皆様に感謝申し上げます。

そのような中ですが、先日も入院勧告書の誤送付というミスが発生しました。地方自治体として、今までの感染症分類では保健所業務や医療提供体制の維持が難しいのではないのでしょうか。

指定都市市長会の緊急コメントの中で、大西市長も危機管理・新型コロナウイルス対策担当市長として「保健所業務と医療提供体制への負荷は日増しに大きくなっており、このペースで感染拡大が継続した場合、重症化リスクのある方へのアプローチが遅れるなど、国民の生命と健康を守れなくなる事態が生じることも危惧されます。」

「感染者の全数を直ちに届け出る扱いを見直し、新たな届出基準を作成するなど、保健医療体制の確保のために実効性ある対策を国が早急に講ずるよう、改めて強く求めます。」と、感染症分類についても分類引下げを含んだコメントをされております。

そこで市長にお尋ねいたします。

緊急コメントもされておられますが、今の逼迫状況を鑑みて、保健所業務や医療提供体制もありますが、経済の再生も含め、市長としての新型コロナウイルス感染症分類のお考えをお聞かせください。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 新型コロナウイルス感染症については、現在感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において新型インフルエンザ等感染症に分類されており、外出自粛の要請をはじめ、就業制限や入院の勧告など様々な措置がこれまで講じられてきました。

現在のオミクロン株におきましては、感染拡大の速度が非常に速い一方で、入院や重症化のリスクが相対的に低く、特に60歳未満の方については、重症化率、致死率ともに季節性インフルエンザと比較が可能なレベルまで低下をしております。

オミクロン株の特徴を踏まえると、社会経済活動とバランスを図りながら、感染症法上の位置づけについて議論を進めることが重要であると考えております。

法律上の措置につきましては、就業制限などのほか、医療費の公費負担の取扱いなど検討すべき課題も多いことから、国においては専門家や医療機関、自治体などの意見も踏まえ、丁寧かつ迅速に検討を進めていただきたいと考えております。

〔4番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 26日より熊本県においても新規陽性者の全数把握の見直しが行われます。これは感染状況の見直しをやめるというのではなく、これまでは全ての患者で発生届の提出が必要だったところ、今後は高齢者や入院患者等だけ最低限提出すればよくなるということです。

発生届の提出が限定されることにより保健所や医療現場の負担は減りますが、届出の対象外となった方も感染者数としての集計は続けられるため、感染状況は引き続き把握されます。よって、これからも数による不安にさいなまれることになるかもしれ

ません。課題として、届けの対象外とされた方の自宅療養中の体調悪化に気づきにくくなるということも出てくるおそれがあります。

今回市長の考えをお聞きしたのは、市長の伝える内容により市民の方の感染に対する考え方や世論が大きく変わるからです。市長が感染症分類について大きく変化を求めた考えを表明されれば、熊本市の社会経済活動も大きく改善されるのではないかと期待でお聞きしました。今後もバランスを考慮した議論、発言をお願いいたします。

私の用意した質問は以上です。

毎回質問をするとき、どうしたら日本一住みやすい熊本市になるかを考えます。今回の質問では熊本市職員の皆様に関わる質問が多く、その中で熊本市をすばらしい市にするためにはと考えた中で、まずは職員の皆様が熊本市を大好きになることが必要だと思いました。全ての職員の皆様が熊本市が好き過ぎて、この熊本市のためになるならば精いっぱい奉職するぞとなれば全て輝きます。そのためには報酬が多ければいいのか、休暇や福利厚生がよければいいのか、勤務体制がよければいいのか、様々なものを考えました。今述べたことを向上させることも重要ですが、まずは皆さんが職場に誇りを持ち、やりがいを持てる職場とするしかないのかなと思いました。

特に熊本市職員は駄目だもんねと言葉を市民の方から聞くことがあります。私は決して全ての方がそうではないと思っています。すばらしく目を輝かせ、熊本市のために仕事をしている方々がいます。大西市長、職員の皆様が生き生きと熊本市が大好きになるような職場となるようお願いいたします。

質問するに当たって御支援いただいた先輩議員、同僚議員の皆様、そして丁寧にサポートしていただきました議会局の皆様にご心より感謝申し上げます。傍聴して下さった皆様、そしてインターネットにて御視聴をいただいた皆様にも重ねてお礼を申し上げます。

今後も皆様からの御指導や叱咤激励を力に変え、熊本市議会議員としての責務を果たしてまいります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○原亨議長 この際、議事の都合により休憩をいたします。

午前11時10分に再開をいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○原亨議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○原亨議長 一般質問を続行いたします。

村上博議員の発言を許します。村上博議員。

〔34番 村上博議員 登壇 拍手〕

○村上博議員 市民連合の村上博です。

早速ながら、質問通告に従って質問させていただきます。

まず最初に1番、福祉問題として、社会的養護の推進について質問をさせていただきます。

これまでも何度となく質問してまいりました社会的養護体制の推進ですが、私のライフワークでもあり、子供支援を今後も続けていく上で、児童虐待という社会的背景と深い相関関係があることから、今期最後になるかもしれない質問の機会に改めてお尋ねさせていただきます。

平成28年の児童福祉法の改正は革命的な改正内容でした。子どもの権利条約の理念を盛り込んだ改正案の肝は、権利の主体は子供にあるという点です。先般、塩崎恭久元厚生労働大臣が熊本で講演され、講演の中で、児童福祉法改正に関わり改正案をまとめる際に7度の大臣指示を出し、厚労省の官僚と激しくやり合ったという裏話をされました。なぜ激しくやり合われたかという点、子ども権利条約の理念である子供は権利の主体者であることを改正案に盛り込むことに厚生官僚が抵抗したからとのことです。里親委託体制を推進させるためには人も予算も現状ではあまりに少な過ぎるとの元大臣の発言に私は驚きました。つまり、里親推進の大きな役割を担うフォスタリング機関を増やし、関わる人を増やすことが重要、そのためにも必要な予算を増やさないといけないと強調され、そのためには人も予算もあまりに少な過ぎるとのことでした。

まだ社会的養護を必要とする子供たちが増え続けている現状から、里親制度の推進は社会全体からの求めであり、本市にとっても喫緊の課題なのです。里親制度を包括的に推進させる役割を担っているのがフォスタリング機関です。児童虐待で心に傷を負い、実親の下で育つことができない子供たちをでき得る限り家庭的な環境で育てる必要があります、フォスタリング機関の役割は極めて重要です。

私は仲間たちと里親勉強会を行っていますが、子供支援事業に関わる仲間たちからは、現状への強い危機感からすると本市の取組はあまりにも手ぬるいとの厳しい評価です。例えば、令和3年度に本市で初のフォスタリング機関の委託事業が始まりましたが、74万人の人口からすると各区に1か所、5か所は必要なぐらいなのに、1か所から始めるとはという厳しい指摘でした。その理由として、本市でも毎年200人以上の子供たちが児童養護施設に入所しており、苦しんでいる子供、SOSを出している子供、助けを待っている子供の数はそれこそ数え切れないほどの人数だからとのことでした。令和3年度末に児童養護施設に在籍している子供は211人です。この10年間で一番少ないのですが、それでも200人を超える子供たちが里親を待っています。里親のリクルートから支援、研修まで考えると、フォスタリング機関の数をもっと増やさないと子供たちの声なき声に応えることはできません。もはや実績を見てなど悠長なことを言える状況ではありません。

そこでお尋ねいたします。今後のフォスタリング機関の増設に対して健康福祉局長の認識と、社会的養護を必要とする子供たちが希望を見いだせる健康福祉局長のやる

気をぜひ示していただきたいと思います。

続きまして、ファミリーホームの問題についても続けてお尋ねいたします。

国は、2016年の児童福祉法改正により、里親委託に大きくかじを切りました。児童虐待や親の病気などで実の親が育てられない場合、児童相談所が一時保護預かりを行い、子供の特性を考え、里親かファミリーホームへと委託します。ファミリーホームへの委託も里親委託としてカウントされます。熊本県、熊本市の里親委託率は必ずしも高くなく、本市は2018年度の全国都道府県市ランキングでは10.85%で、69位の最下位でした。翌年、2019年度には最下位を脱したものの今度は熊本県が最下位となり、県市ともに里親委託率に関しては下位グループを低迷しております。

こうした児童虐待の増加を社会背景として、里親とファミリーホームへの委託は社会的養育の場として社会的に大きな期待を背負っております。児童相談所で約1か月の一時保護預かりの後に、里親委託かファミリーホームへの委託が決まります。しかし、そのどちらでもなかった子供たちの多くは児童養護施設へ措置されます。現状では児童養護施設へ措置される子供たちの方が圧倒的に多いのです。本市では2021年度、全体で259人の一時保護預かりの子供たちのうち、里親に委託されたのは34人、ファミリーホームに委託されたのが14人、そして児童養護施設と乳児院へ措置された子供が211人でした。実に81.5%です。まだまだ圧倒的に児童養護施設へと措置されるのです。

さて、ファミリーホームの定員ですけれども、1組の里親に最大6名が委託されますが、それぞれに性格が違う子供たちの委託を受けた里親の御夫婦は毎日必死の思いで子育てをされます。

そこでお尋ねいたします。本市はファミリーホームを社会的養育の観点からどう位置づけられるのでしょうか。さらに、ファミリーホームを運営されている里親の大変さをどう認識され、またどのように支援されるのでしょうか、健康福祉局長にお尋ねいたします。

〔津田善幸健康福祉局長 登壇〕

○津田善幸健康福祉局長 最初に、社会的養育を必要とする子供たちへの支援につきましてお答えいたします。

里親養育の推進においては、令和3年度にフォスタリング機関を設置し、広報やリクルート活動の強化、研修の充実、支援体制の整備などに取り組んでおります。また、積極的に里親を活用するとともに、里親の方が安心して養育でき子供の最善の利益が図られるよう、継続的な家庭訪問により助言、指導を行うなど、里親の質の向上にも注力しているところでございます。その結果、令和3年度末の里親登録数は116世帯と対前年度比で11世帯増加し、里親委託率も18.3%、対前年度比で2.1ポイント増加するなど一定の成果が上がってまいりました。

今後の対応につきましては、里親委託率の向上に加え、より質の高い里親養育の実現に向けてフォスタリング機関がその機能を十分に発揮していただけるよう、体制の

充実など必要な対応について検討してまいります。

引き続き、社会的養育を必要とする子供たちが愛情豊かな環境の中で心身ともに健やかに成長していけるよう、着実に取り組んでまいります。

続きまして、ファミリーホームに関する御質問にお答えいたします。

ファミリーホームは、養育者の家庭に子供を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環でございます。里親への委託と同様に重要な事業と捉えております。ファミリーホームでは複数の子供を養育いたしますことから、個々の子供の特性に合わせた対応が必要であるため高い養育スキルが求められると認識しており、ファミリーホームを運営されている里親のニーズに合わせ支援に努めているところでございます。

今後も、フォスタリング機関や関係機関、区役所と連携した支援体制により、子供の養育に必要なサポート体制の充実を図るとともに、児童相談所の専門性を生かし、里親の悩みに応じた助言や一時預かりによる負担軽減など、引き続き適切に支援してまいります。

〔34番 村上博議員 登壇〕

○村上博議員 里親が116世帯増加したということで、これはこれで本当に大変ありがたいことでもあり、大変な数字ではあると思いますが、先ほどの質問でも申し上げましたように、その倍の200人を超える子供たちが児童養護施設へ入らざるを得ないという状況にあるということをお肝に銘じていただきたい。そして、その上でさらにフォスタリング機関の充実に向けて取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、福祉問題の3点目、医療的ケア児支援法成立について御質問いたします。

医療的ケア児支援法は、昨年6月、国会で全員一致の賛成で成立し、9月から施行されております。この医療的ケア児支援法の最大の特徴は、本人のみならず家族への支援も地方自治体の責務として明記されていることです。本人や家族、多くの関係者の長年の運動の成果でした。

医療的ケア児の就学に関しては、本市教育委員会の長年の取組が全国的に高く評価されております。13年前の2009年、医療的ケア児Sさんの小学校入学時に看護師を配置し、Sさん一家の念願どおりに地域の小学校への入学が実現したことがきっかけです。このように医療的ケアが必要な児童への看護師の配置は、私の大先輩でもある当時の東すみよ議員の提案があったからです。医療的ケア児支援法の施行の12年前から本市では始まっており、画期的な取組として全国的に高い評価を受けていること、本当にうれしい限りであります。

本市は医療的ケア児への支援の先進地ですが、支援法は本人だけではなく、家族に対する支援も責務として義務づけており、今後さらに広範な支援が求められます。当然ながら医療的な支援の提供も考えると、医師や看護師などを配置した医療的ケア児支援センターの設立が必要ではないかと思っております。

そこで、以下の4点についてお尋ねいたします。

まず1点目、来年度就学予定の医療的ケア児の人数と保護者への就学相談体制について、2点目、医療的ケア児支援法に明記されている家族への具体的な支援策について、3点目、医療的ケア児実施体制に関するガイドラインの策定について、4点目、医療的ケア児支援センター設立についてお尋ねします。

医療的ケア児支援センターは県の所管で既に設置されておりますが、本市は政令指定都市でもあり、医療的ケアの対象児童の人数も多く、家族への支援が効果的にスピード感を持って実行できるよう本市としての支援センターが必要だと思います。

就学相談体制及びガイドライン策定については教育長に、健康福祉局長には家族への支援の具体的な内容について、最後、市長には医療的ケア児支援センター設立に対する見解をお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 私からは学校教育委員会に関する御質問にお答えいたします。

来年度は小学校に医療的ケア児3人の入学を予定しております。就学予定者の相談体制について、相談は就学予定の学校とともに、あいばるの教育相談室が担っております。また必要に応じて総合支援課の看護師チームが同席するなど、本人、保護者が安心して相談できるよう配慮しております。

また現在、医療的ケア実施ガイドラインの作成を進めております。内容としては、学校における医療的ケアの実施までの手続や具体的な支援方法、医療機関や保護者との連携の在り方などの掲載を予定しており、実用性のある資料となるよう準備してまいります。

〔津田善幸健康福祉局長 登壇〕

○津田善幸健康福祉局長 私からは御家族への支援についてお答えいたします。

本市では、医療的ケア児とその御家族に対する支援として地域連絡体制の強化を行っております。具体的には、市内9か所の熊本市障がい者相談支援センターを中核としまして、医療的ケア児に対する専門的な知識と経験を有した人材の育成に取り組み、医療的ケア児とその御家族が安心して地域での生活を送ることができるよう相談体制の充実に取り組んでおります。

また、生活の場に多様な職種が包括的に関わる支援体制構築等のため、医療的ケア児等コーディネーターを令和5年度までに全センターに配置し、さらなる相談体制の強化を図ることとしております。

加えまして、今年度中に医療的ケア児とその御家族及び関係者向けに、各ライフステージにおける必要な相談窓口や医療費の減免及び障害者手当等の各種制度を御案内した医療的ケア児等支援ガイドブックを作成、配布し、周知を図ってまいります。

その他の支援といたしまして、御本人の介護とともに御家族の休息も確保するいわゆるレスパイトのため、医療型短期入所事業の開始後3年に満たない診療所等に対する看護師等の人件費の補助並びに障がい者福祉施設の整備費に対する補助を行うことで事業所の開設を促しているところでございます。

今後、御家族や支援者の意思を尊重し、ニーズに寄り添った切れ目のない支援に取り組んでまいります。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 議員御提案の医療的ケア児支援センターの設立については、都道府県を設置主体とすることが法に示されておりまして、熊本県においては本年4月、熊本大学病院小児在宅医療支援センターを熊本県医療的ケア児支援センターとして指定されたところです。同センターは本市を含めた県内全域を対象とし、医療的ケア児とその御家族、関係機関等への相談対応や研修、情報提供、また地域の支援体制構築のための連携調整等を担う拠点に位置づけられております。

医療的ケア児とその御家族に対するライフステージに応じた相談支援体制の強化は極めて重要なことと考えておりまして、同センターと緊密な連携を図ることで、引き続き医療的ケア児及びその御家族への効果的な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

〔34番 村上博議員 登壇〕

○村上博議員 私は、医療的ケア児の先ほども紹介しましたSさんが中学校に入学されたとき、運動会に見学に行ったことがあります。全校対抗のクラスリレーにクラスの男子生徒3人がSさんの車椅子を押して、ほかのクラスよりも遅くはなりましたが、同じように運動会に参加している、その様子を見て大変感動いたしました。そして、Sさんもさることながら、そのSさんと一緒に育った子供たちの心、そういったものが私はこれから先、期待すべきことではないかなと思います。今後とも、市としてのセンターは熊大に任せるということでありますけれども、ぜひぜひ緊密な連携を取って臨んでいただきたいと心からお願い申し上げます。

続きまして、福祉問題の4点目として障がい者の大学就学支援についてお尋ねいたします。

障がい者の社会参加の第一歩は地域で暮らすことから始まります。本来誰もが親元で地域で暮らすのが当然ですが、障がい者にとっては必ずしもそうではありません。私は小学6年から中学2年までの3年間を施設で過ごしました。小学校6年に進級したある日、父親から施設に入ることを告げられました。その施設は松橋町にある県下でただ1か所の身体障がい児の療護施設でした。小学校の5年間慣れ親しんだ地元の小学校や親兄弟たちと別れての施設入園はショックでしたが、父親の指示は絶対でした。その施設は幼児から18歳までの養護施設でした。自分一人、地域から引き剥がされたような感覚でした。しかし、施設での3年間の生活を今ではよかったとさえ思っております。というのも、それまでは知らなかった様々な障がいの子供たちと共に暮らした経験が今では大変役に立っているからです。

地域で生活する上で、皆と同じようにできた体験は障がい者にとっては重要な意味を持ちます。もちろん障がい者ゆえのつらい体験はありましたが、小中高、大学と段階を踏みながら体験するのは、自尊心や社会の一員としての意識を養う上でも

かけがえのない体験でした。

長々と私の体験をお話ししましたが、今年の4月過ぎに、大学に入学した青年から相談を受けました。入学はできましたが、介助の手配は大学だけではいつまでも手配することが難しくなるという内容だったそうです。小中学校の義務教育と高校、大学は違うとはいえ、介助者の手配ができなければ大学での教育を受けられないとなると大変なことだと思います。障がい者が大学で学ぶ期間は、本人にとっては大変重要な意味を持ちます。それは本人だけではなく、社会にとっても障がい者の社会参加の観点から重要な意味を持ちます。熊本市として今回の事態をどのように捉えるのか、そしてまた何らかの支援策はないのか、健康福祉局長にお尋ねいたします。

〔津田善幸健康福祉局長 登壇〕

○津田善幸健康福祉局長 進学に意欲のある重度障がい者の方が大学等に就学するための支援は重要なことと考えております。本市では国の地域生活支援促進事業を活用し、重度訪問介護利用者の大学就学支援事業を本年、令和4年1月から開始しましたが、現在2名の方から申請があつているところでございます。この制度は、大学等が重度障がい者の方の就学に必要な通学中の介助や講義中のたん吸引、体位調整などの支援体制を構築するまでの間、その学生に必要な身体介護等の経費を補助するものでございます。

今後も、重度の障がいのある方が自らの夢を諦めることなく安心して自ら選択した大学等に就学できるよう、事業の周知に努めてまいります。

〔34番 村上博議員 登壇〕

○村上博議員 続きまして、教育問題について、まず化学物質過敏症の子供たちの教育環境についてお尋ねいたします。

3月の議会の一般質問で化学物質過敏症について質問しました。専門の医療機関がなく、専門の医師が九州内にはおらず、日常生活でも自分自身での注意が必要とのことです。患者団体の集会にも参加し、化学物質過敏症と思われる人が増えつつある状況だとお聞きしました。また、本市の取組を高く評価されていることも聞きました。

それはどういうことかといいますと、熊本城ホールの建設や大江コミュニティセンターの建設に当たり、事前に意見交換し、注意すべき建設資材など情報交換ができたことで、化学物質過敏症の人でも利用できる会議室や施設が出来上がったことを患者団体の皆さんが高く評価されているのです。このように事前に綿密な意見交換ができると、バリアフリー同様、使い勝手がよい施設ができます。このような観点から本市の教育施設についてお尋ねいたします。

本市には小中学校134校、高校2校、専門学校1校があります。これらの教育施設が老朽化し建て替え計画が出てきた場合に事前の段階で意見交換、情報交換ができると、結果的に子供たちの教育の権利が守られ、子供たちの健やかな育ちの保障につながります。今後新築、建て直しの校舎の対策をどう考えておられるのか、また教科書など教材の化学物質の影響についてはどうなのか、お示してください。

さらに、バリアフリー関係者と化学物質過敏症の患者団体も参加する事前の打合せ会を仕組みとして定着させれば子供たちも安心して登校できます。重症患者ともなると社会から隔絶された環境で暮らさざるを得ないそうです。化学物質過敏症の患者さんが希望を感じる答弁を教育長にお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 化学物質過敏症の子供たちの教育環境についてお答えいたします。

学校施設の新築工事や改修工事等においては、これまでも内装に自然素材の木材を使用し、シックハウス対策製品を指定するなど、人に優しい材料を使用してきました。工事後にはVOC（揮発性有機化合物）の測定を行い安全性を確認しており、既存校舎においても学校環境衛生基準に基づき適宜測定を行うなど、安心・安全な学校施設の建設、維持管理に努めております。

また、教科書など教材の化学物質の影響については、各教科書会社が植物油インキを使用するなど配慮しているほか、化学物質過敏症の児童・生徒については天日干し処理や全ページコピー等の対応本を配付することとしております。

近年、化学物質過敏症への関心が高まっていると承知しております。有害化学物質の影響は誰にでも起こり得ることを踏まえ、常に最新の情報を基に安全性の高い製品を使用し、引き続き学校、保護者と連携して、化学物質過敏症に苦しむ児童・生徒に寄り添って対応してまいります。

〔34番 村上博議員 登壇〕

○村上博議員 教育長ありがとうございました。

私は、化学物質過敏症の人たちと話をしてみたらうろこのことがたくさんありましたけれども、今回の質問を通して、教科書等のことに関しても教育委員会としては随分配慮されているということを知りました。まだまだ知らないことがたくさんあるんだなということで、今後ともそういった化学物質過敏症のお子さんたちの進学等に関しては丁寧な相談活動を行っていただきたいと思っております。

続きまして、公共交通問題について、狭小電停の解消についてのお尋ねをいたします。

熊本市の路面電車の電停は全部で35か所あり、14か所はバリアフリー化工事も済み、車椅子での乗降ができます。さらに残りの21か所の狭小電停の解消にも取り組んでおられることは、とてもうれしい限りであります。

日本で初の低床電車が導入された1997年8月、当時は乗降できる電停が限られており、なかなか乗車ができない幻の電車と私たちは呼んでおりました。1997年の導入当時と比べ、車椅子で乗降できる電停が増え、交通手段を獲得できたことで障がい者の人たちは住める範囲が広がり、電停のバリアフリー化に対する交通局の取組を高く評価され、喜ばれていることをまずお伝えしておきます。

そして、電停のバリアフリー化は高齢者の人たちからも喜ばれており、ある高齢者の方から、車椅子の人たちのおかげで私たちも安心して使えるようになったとお礼を

言われたとき、バリアフリーは全ての人のためということが実証されたようで、殊のほかうれしさを感じました。

路面電車をまちづくりに取り込んだ富山市は全国的に高く評価されております。車を運転できなくなっても暮らしやすいまちづくりを市政運営のコンセプトとされた当時の森雅志富山市長の先見の明には驚くばかりです。

路面電車を活用した富山市の例は、同じく高齢化が進む本市においてもそのコンセプトは大いに参考にすべきだと思います。総人口に対する65歳以上の人口割合を示す高齢化率は、本市は今年8月1日現在で26.96%です。22年前と比べ約11%の増加です。いずれ車を運転できなくなり運転免許証を返納される高齢者が増えることを想定すると、車を手放した高齢者の交通手段を考えておく必要があります。

富山市と違い環状線ではない熊本市でできること、それは狭小電停の解消です。関係各課の長年の努力でバリアフリー化が進み高く評価するところですが、欲を言えば35か所全部ではないということです。ヨーロッパの幾つもの都市では、町なか走行の自動車が少なく、多両編成の路面電車が古い町並みを走り、多くの市民が日常的に利用しておりました。本市でも乗降客を増やすには、ステッキや押し車の高齢者、ベビーカーの親子が安心して安全に乗降できる電停が増えることが前提ですが、本市の現状としては、高校生や通勤客が登下校時などに狭い電停からあふれている状況が日常的に見られます。

そこでお尋ねいたします。安心・安全な電停を増やすにはバリアフリー化が必要ですが、難しい条件が幾つもあり簡単ではないことを重々承知しながら、バリアフリー化への取組について現状の課題や優先順位の考え方、高齢化率が驚くほど高くなっている本市の公共交通問題は差し迫った課題でもあり、今後への決意も含めて都市建設局長にお尋ねいたします。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 市電の電停バリアフリー化につきましては、現在計画的に実施しておりますものの、車椅子での御利用が困難な幅員1メートル未満の電停は全35か所のうち14か所残存している状況でございます。その多くは道路幅員に十分な余裕がなく地下埋設物がふくそうする場所に位置するなど、関係機関との協議や工事の施工に長期間を要する課題がございますが、利用者の安全性の観点からも電停バリアフリー化は喫緊の課題と認識しておりまして、今後も着実に進めてまいります。

これまで利用者数、概算事業費や整備実現性等を評価し計画的に整備を進めているところがございますが、現在、本市ではバリアフリーのまちづくりの基本理念となるバリアフリーマスタープランの策定に取り組んでおり、その過程におきまして高齢者、障がい者等の皆様に御参画いただきながら、現状を踏まえ、電停バリアフリー化の優先順位を改めて検討してまいります。そして、今後とも気軽に利用できる公共交通を目指し、誰もが安心して移動できる環境整備を図ってまいりたいと考えております。

〔34番 村上博議員 登壇〕

○村上博議員 喫緊の課題として認識しておられるということをお聞きして大変うれしく思います。

人は皆高齢化して、何かできなくなることが増えていくということが当たり前でありますけれども、どういう状況になっても安心して暮らし続けることのできるまちづくり、それは全ての人たちにとっての共通の課題ではないかと思えます。今後ともよろしく取組をお願いいたします。

続きまして、環境問題としてまず1点、クリハラリスの根絶についてお尋ねいたします。

宇土半島のクリハラリスが根絶されそうであり、世界的にも珍しいことだとの新聞記事が出ました。私は一般質問でクリハラリス対策を何度となく取り上げてきました。宇土半島から国道3号を越えればそこは城南町であり、熊本市であり、農業が盛んな一帯でもあり、もしクリハラリスが熊本市に侵入し定着すれば農業被害など大変なことになると思ったからです。その意味でも根絶されそうだとニュースはとてもうれしいことですが、一方で10万匹を超えるクリハラリスが定着してしまった神奈川県では、天敵になる動物がいないこともあり、もはや根絶は不可能とのこと。既に農業に大きな被害が発生しているとの報道もあります。神奈川県でも対策は取られたと思えますが、うまくいかなかったのです。対して熊本県では、民間と行政の連携がうまくいき、宇土半島からの根絶に至らせる状態になりました。

この取組が世界的に珍しい結果に結びついたとの評価であり、私も一般質問をしてきてよかったと思えます。逆に言えば、熊本県でもし取組に失敗していれば本市でも大きな農業被害が起きていたかもしれません。

飼育していた施設が事業をやめたときクリハラリスを野に放ったことが、宇土半島に生息を広げたことの原因です。その後、民間と宇土市、宇城市、県の取組に熊本市も加わり、連携が功を奏しました。さらにその後の対策の取組が早かったことが、世界的にも珍しい根絶状態につながりました。根絶状態に至った取組について農水局長にお尋ねいたします。

続きまして、アライグマ対策の取組についても続けてお尋ねいたします。

本市のアライグマ対策への取組についても、クリハラリスと同様に何度か一般質問で取り上げてまいりました。アライグマも特定外来生物です。一般質問での答弁では、道路上における野生動物の死亡事項、いわゆるロードキルは確認されているが、アナグマやタヌキと間違われることが多く、本市での定着は確認されていないとの答弁でした。ところが最近の新聞報道で、県内各地で相次いで確認され、2021年度に確認された個体数は85件、2年前の2019年度から倍増したとの内容です。このまま増加すれば農作物や生態系に深刻な被害をもたらすおそれがあるとも指摘されています。

新聞報道によると、全国的にも生息域を拡大し、九州では沖縄県を除く全県で確認されているそうです。本県でも23市町村で確認され、2019年度に確認された42件から倍増した85件との内容です。本県では玉名市や山鹿市での確認が多く、福岡県や大分

県からの侵入が疑われております。

アライグマは前足でスイカに小さな穴をあけ、中身を食べ尽くし、一見すると中身をくり抜かれているのが分からないほどの器用さがありますが、凶暴性があり、犬と散歩中の女性が襲われたとの報道もあります。

クリハラリスの駆除は取組の早さ、民と官の連携がうまくいった例ですが、アライグマへの対策はこれからです。侵入、定着の実態について、また今後の取組について環境局長にお尋ねいたします。

さらに、続けて江津湖の生態系についてもお尋ねをいたします。

江津湖の生態系、まずは外来魚対策についてです。

まず、江津湖の在来種の魚としてはどんな魚がいるのでしょうか。また一方で、テラピアやブルーギルなどの特定外来魚を飼育していた人たちが、飽きたとか引越すからとの勝手な理由で放流することがこれまで相当数あったようです。放流された外来魚は江津湖の環境に適応して増殖を重ね、現在の状況になったと言えます。

そこでお尋ねします。江津湖の在来種の魚を守り維持することが江津湖の環境に合った生態系です。この生態系のバランスを崩すのが外来魚であり、これまで確認されている外来魚にはどんなものがあるのでしょうか。また、今後外来魚の放流や持込みなどを防ぐための取組と、さらにそれらの外来魚をどのように駆除しているのか、そして外来魚が占める割合は現在どのくらいなのか、環境局長にお尋ねいたします。

続いて、水草についてもお尋ねいたします。

今、江津湖の湖面を水草が覆い尽くし、ボート競技の高校生や大学生たちの練習にも大きな影響を及ぼしているそうです。葉っぱがボートのオールに巻き付くだけでなく、湖底のヘドロを巻き付けた葉っぱが岸に滞留し、悪臭がひどく、虫も発生することです。悪臭などの原因となっている水草はコウガイセキショウモと思われる名前の外来植物です。葉っぱの形や大きさ、色などが江津湖の絶滅危惧種であるヒラモに類似しており、ここ2年ほどの間に目立って増殖しているそうです。江津湖は蛍やスイゼンジノリなどの貴重な動植物、野鳥の宝庫でもあり、熊本市の自然環境として市民の憩いの場所でもあります。しかし、コウガイセキショウモと思われる水草の繁殖で日常生活にまで影響を及ぼせば大変な事態です。

在来種の動物や植物を守ることが、江津湖の自然環境を守り生態系のバランスを図る上では何より重要です。そこでお尋ねいたします。江津湖の在来種であるヒラモやササバモなど江津湖の生態系を守るために、さらに悪臭や虫の発生などの原因を伴うコウガイセキショウモと思われる水草を取り除くための手だてをどうされるのでしょうか、環境局長の答弁をお願いいたします。

〔大塚裕一農水局長 登壇〕

○大塚裕一農水局長 クリハラリスの根絶の取組についてお答えいたします。

宇土半島におけるクリハラリスは、平成20年に宇城市、三角町の路上で発見された死骸によって初めて公的に確認され、平成21年に防除に向けた取組が開始されました。

平成22年には宇城市、宇土市、国・県の関係部署、地元J A、学識経験者で防除等連絡協議会が設立され、第1段階の目標を宇土半島への封じ込め、第2段階の目標を根絶として、行政と専門家が連携して早くから取組が行われてまいりました。本市は、クリハラリスによる農業被害防止の観点から、農業部局からオブザーバーとして協議会に参加し、宇土半島でかんきつ栽培を営む本市農業者に適宜情報伝達を行ってまいりました。

防除に当たっては、特定外来生物対策の鉄則である「増える以上に捕獲」を実行するため、1つ目として、宇城市と宇土市は捕獲報奨金制度を導入し、猟友会と農業者による捕獲を強力に推進するとともに、2つ目として、マスターズとして市の臨時職員を雇用し、捕獲体制を補完、強化した結果、平成22年に5,000頭まで増えた個体数を5年ほどで第1段階の目標達成が見込まれるまでに減らすことに成功いたしました。

現在、第2段階として、地域を細分化して残存個体の有無をモニタリング調査し、クリハラリスが確認されたエリアで集中的に捕獲を実施することで効率的に追い込み、地域根絶を目指していると聞いています。

〔早野貴志環境局長 登壇〕

○早野貴志環境局長 まず、アライグマの対策の取組につきましてお答えいたします。

本市においてアライグマは、平成29年度から令和4年8月まで122件が確認されており、そのうち捕獲は16頭でございました。確認場所は北区や西区が多く、特に北区植木町での件数が増加しております。

本市では、平成29年度から足跡やふんなどの痕跡調査や自動撮影カメラの設置による生息状況調査に基づき、生息が確認された地域に箱わなを設置し、効率的な捕獲に努めますとともに、昨年度から熊本連携中枢都市圏の隣接町である宇土市、宇城市、玉東町と連携した広域での生息状況調査も行っております。また、市のホームページにおきまして市民の皆様へ情報提供を呼びかけますとともに、市内の農作物への被害も懸念されますことから、J A、農水局等と連携し、農業者へのチラシ配布や防除講習会などを行っております。今後は、連携する自治体をさらに増やし調査範囲を拡大いたしますとともに、引き続き関係団体や地域と連携し、生息状況を基に効果的な防除対策を進めてまいります。

次に、江津湖の生態系に関しまして、まず外来魚対策についてお答えします。

江津湖でこれまで確認されている外来には、外来生物法で定める特定外来生物であるオオクチバス、ブルーギル、カダヤシの3種及び生態系に影響を与えるおそれがあると認められるナイルティラピア、ジルトイラピア、カムルチーの3種の計6種類でございます。これらの外来魚は、江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例に基づく指定外来魚として放流及び再放流を禁止しますとともに、釣り上げた指定外来魚を回収する生けすや電気ショッカー船による駆除を継続して行い、その結果、条例が施行されました平成27年度から令和3年度までで5,331匹を駆除しております。

また、江津湖の外来魚の割合は、これまで実施した魚類生息状況調査の結果では平成27年度8.5%、令和元年度4.5%、令和3年度は3.0%と減少しているものの、引き続き外来魚の駆除を実施してまいります。

次に、外来種の水草対策についてお答えします。

江津湖に繁茂するコウガイボやシロウモと思われる外来種等の水草等につきましては、水前寺江津湖公園の指定管理業務や各種団体のボランティア活動等により年間約1,500トンが除去されており、今後も繁茂状況を把握するとともに、市民団体や関係部局と連携協力を図りながら継続的な除去に努めてまいります。

外来種は人間の活動によって他の地域から持ち込まれることから、外来生物被害予防3原則である入れない、捨てない、広げないのさらなる周知徹底を図り、江津湖の生態系の保全に取り組んでまいります。

○原亨議長 残り時間が少なくなっておりますので、発言を簡潔にお願いいたします。

〔34番 村上博議員 登壇〕

○村上博議員 江津湖の生態系を守るために、今後ともよろしく取組をお願いいたします。

最後の質問であります。外国避難民への支援についてお尋ねいたします。

ウクライナとミャンマーからの避難者への支援ということでお尋ねいたします。

本年2月24日にロシアがウクライナへ軍事侵攻してから半年になります。ウクライナから2名の学生が本市へ避難してきました。2人の学生は民間団体のコーディネートで避難が決まり、2人とも日本に関心があり、日本語を学びたいとの強い思いがあり本市への避難につながりました。

私は、3月8日の一般質問でウクライナからの避難者への支援策を求めました。その後、制限を決めず公営住宅を提供する旨の支援の意向をお聞きしました。ウクライナでは住宅が砲撃され、多くの住民が死亡し、住むところを失った人が大勢います。そのことを考えると本市の住宅提供は大変にインパクトがある支援策です。日本はアジアの一角であり、ウクライナから遠く離れており、それだけに一自治体の決意としては大変に意味を持った表明です。

しかしその後、県の支援表明のニュースは聞きましたが、本市の支援表明のマスコミ報道を聞かないため確認したところ、当初、外部への住宅提供の情報発信がなされていませんでした。残念でした。

軍事侵攻から半年が経過し、実際に本市に避難できたのは先ほど紹介の2人の学生だけです。本市とよほどのつながりが無い限り、現実的にはめったに避難先に選ばれないでしょう。しかし、本市には6名のウクライナ人が暮らしております。理不尽な軍事侵攻を受けている母国のことを考えると、心休まる日はないと思います。現在自分が住んでいる熊本市が母国への支援を表明すれば、どんなにかうれしく励みとなり、気力が湧くことでしょう。

また、昨年2月1日にミャンマーで軍事クーデターが起こり、民主的な選挙で選

ばれたアウンサンスーチーさんは拘束され、ぬれぎぬのような罪で裁判にかけられております。市民による軍事政権反対のデモには軍が武力で弾圧を行い、また最近、アウンサンスーチーさんの側近4名が処刑されたとニュースを聞きました。

本市にはミャンマー出身の人たちが132名おられます。一度話を聞かせてもらったミャンマーの男性は、やがて子供が生まれる時期でしたが、親に孫の顔を見せに帰国できないと母国の情勢を大変気かけながら働いておられます。

ウクライナもミャンマーも遠く離れた外国ですが、両国を母国とする熊本市民がおられます。母国が軍事侵攻され、また軍事クーデターが起き、母国の親や兄弟、友人たちのことを気かけながら暮らしている熊本市民です。

そこで、両国の政情が一日も早く落ち着き、往来ができるようになるまで安心して暮らせるよう、本市の今後の支援の取組と両国を母国とする市民への支援体制についてお尋ねします。

また、ロシアの軍事侵攻の理不尽さ、ミャンマーの軍事政権の理不尽さを考えれば、本市が避難者の受入れ支援策を表明することが外国や外国人との交流の意義として本市の市民にも伝わります。両国に対する支援策等、大西市長の思いをお聞かせください。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 まず、ウクライナから避難されてこられた方には国の受入れ表明を受けまして生活全般に関するきめ細かな相談対応、また市営住宅の確保を行いますとともに、これらの取組についてはホームページやSNS等を通じて市民の皆様にも広く発信してまいりました。さらに今回の補正予算で、国の交付金を活用し、一時的なホテル滞在費あるいは移動支援のための交通系ICカードの支給等の予算を提案させていただいております。

いずれにいたしましても、大変こうした困難にある外国の方々、国籍にかかわらず寄り添って対応を続けてまいりたいと考えております。

〔34番 村上博議員 登壇〕

○村上博議員 これで私の一般質問を終わらせていただきます。最後はばたばたになりましたが申し訳ありません。今日は本当にありがとうございました。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○原亨議長 本日の日程は、これをもって終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

明14日から9月29日まで16日間は、議案調査、委員会開催並びに休日のため休会いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原亨議長 御異議なしと認めます。

よって、明14日から9月29日まで16日間は、休会することに決定いたしました。

次会は、9月30日（金曜日）定刻に開きます。

○原亨議長 では、本日はこれをもって散会いたします。

午後 0時11分 散会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和4年9月13日

出席議員 48名

1番	原 亨	2番	園 川 良 二
3番	山 本 浩 之	4番	北 川 哉
5番	古 川 智 子	6番	島 津 哲 也
7番	吉 田 健 一	8番	伊 藤 和 仁
9番	平 江 透	10番	荒 川 慎太郎
11番	齊 藤 博	12番	田 島 幸 治
13番	日 隈 忍	14番	吉 村 健 治
15番	山 内 勝 志	16番	緒 方 夕 佳
17番	高 瀬 千鶴子	18番	三 森 至 加
19番	大 嶋 澄 雄	20番	光 永 邦 保
21番	高 本 一 臣	22番	福 永 洋 一
23番	西 岡 誠 也	24番	田 上 辰 也
25番	浜 田 大 介	26番	井 本 正 広
27番	藤 永 弘	28番	原 口 亮 志
29番	田 中 敦 朗	30番	紫 垣 正 仁
31番	小佐井 賀瑞宜	32番	寺 本 義 勝
33番	大 石 浩 文	34番	村 上 博
35番	上 田 芳 裕	36番	那 須 円
37番	澤 田 昌 作	38番	田 尻 善 裕
39番	満 永 寿 博	40番	田 中 誠 一
41番	津 田 征士郎	43番	藤 山 英 美
44番	落 水 清 弘	45番	倉 重 徹
46番	三 島 良 之	47番	坂 田 誠 二
48番	白河部 貞 志	49番	上 野 美 恵子

説明のため出席した者

市 長	大 西 一 史	副 市 長	深 水 政 彦
副 市 長	中垣内 隆 久	政 策 局 長	田 中 俊 実
総 務 局 長	宮 崎 裕 章	財 政 局 長	三 島 健 一
文化市民局長	横 田 健 一	健康福祉局長	津 田 善 幸
環 境 局 長	早 野 貴 志	経 済 観 光 局 長	田 上 聖 子
農 水 局 長	大 塚 裕 一	都 市 建 設 局 長	井 芹 和 哉
消 防 局 長	福 田 和 幸	交 通 事 業 管 理 者	古 庄 修 治
上下水道事業 管 理 者	田 中 陽 礼	教 育 局 長	遠 藤 洋 路
中 央 区 長	岡 村 公 輝	東 区 長	本 田 昌 浩
西 区 長	河 本 英 典	南 区 長	江 幸 博
北 区 長	小 崎 昭 也		

職務のため出席した議会局職員

局 長	富 永 健 之	次 長	潮 永 誠
議 事 課 長	池 福 史 弘	政 策 調 査 課 長	上 野 公 一